

第8期目黒区介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度

(概要版)



令和3年3月

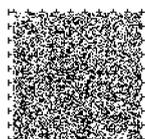
目 黒 区

各ページの角の位置に印刷された模様は、ユニボイス（Uni-Voice）という音声コードです。スマートフォンのアプリや活字文書読上装置を使って音声で内容を聞くことができます。模様の印刷された部分には、位置を分かりやすくするよう切り欠きをつけてあります。



目次

第1章 計画の概要	1
1 介護保険制度改正等の動向	1
2 計画の位置づけと計画期間	2
第2章 計画の基本理念・重点的な取組	3
1 計画の基本理念	3
2 第8期における重点的な取組	3
第3章 区の高齢者の状況	5
1 日常生活圏域の状況	5
2 高齢者人口	6
3 被保険者数	6
4 要支援・要介護認定者数	7
第4章 介護給付等対象サービスの現状と見込み	8
1 主な介護サービスの基盤整備計画	8
2 サービス種類ごとの実績と見込み	10
第5章 地域支援事業の取組	12
1 介護予防・日常生活支援総合事業	12
2 包括的支援事業	13
3 任意事業	15
第6章 総介護費用及び第1号被保険者保険料の見込み	16
1 総介護費用の見込み	16
2 第1号被保険者の保険料について	17
第7章 介護保険サービスを円滑に提供するために	19
1 介護保険事業の適正な運営に向けた方策	19
2 健全な介護保険財政の確保等	20



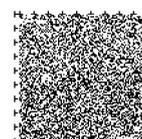
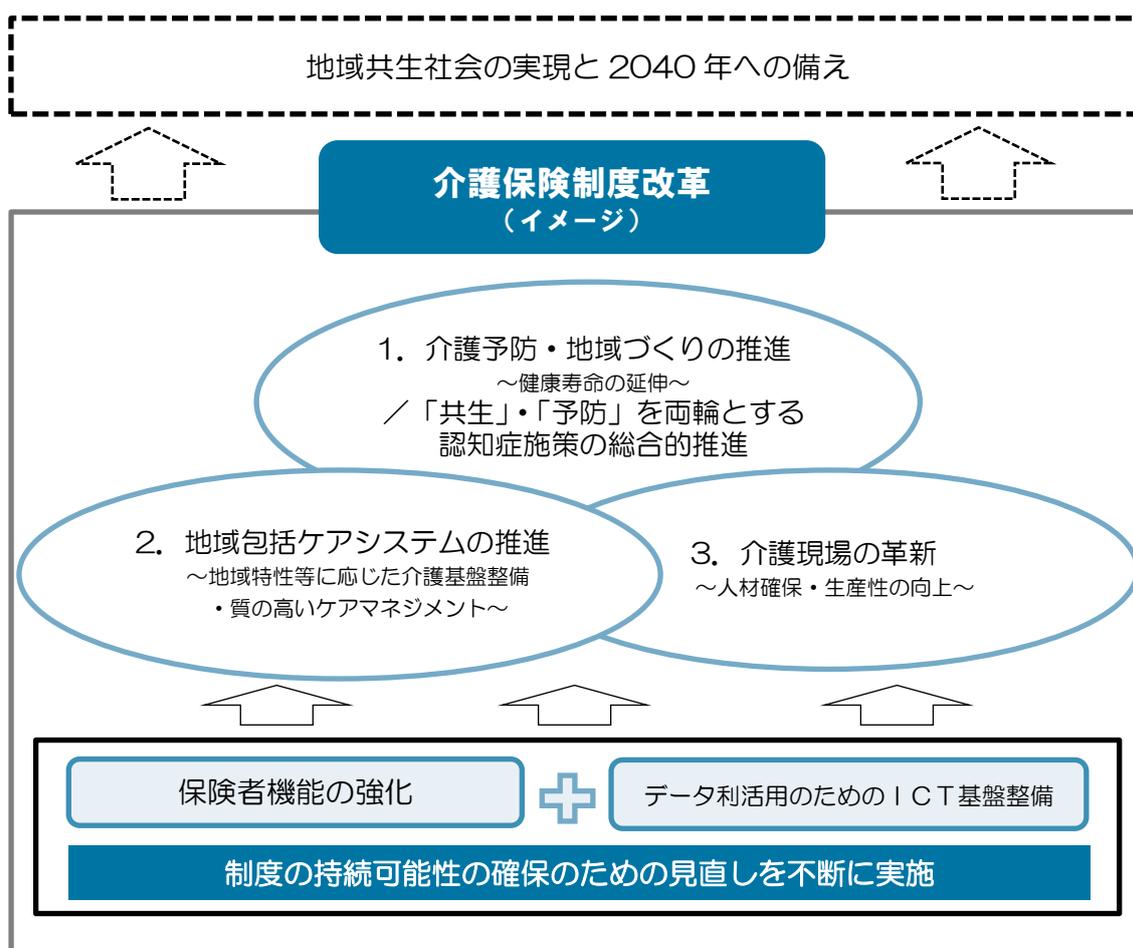
第1章 計画の概要

1 介護保険制度改正等の動向

第8期介護保険事業計画に合わせて行われる今回の制度改正は、令和7年（2025年）に向けた地域包括ケアシステムの推進や介護人材不足などの足下の課題に対応するとともに、介護サービス需要が一層増加・多様化し、現役世代（担い手）の減少が進む令和22年（2040年）を見据えて、また、地域共生社会の実現を目指して、介護保険が制度の持続可能性を確保しながら、高齢者の自立支援・重度化防止や日常生活支援といった役割・機能を果たし続けられるよう、制度の整備や取組の強化を図るものです。

区市町村においては、介護保険の保険者として、また、住民に最も身近な基礎自治体として、地域の実情を踏まえながら、介護保険制度を適切に運営するとともに、介護予防・地域づくり、「共生」・「予防」の認知症施策、介護基盤整備、介護現場の革新等の取組が推進されることが求められています。

【介護保険制度改革の全体像】



2 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

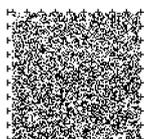
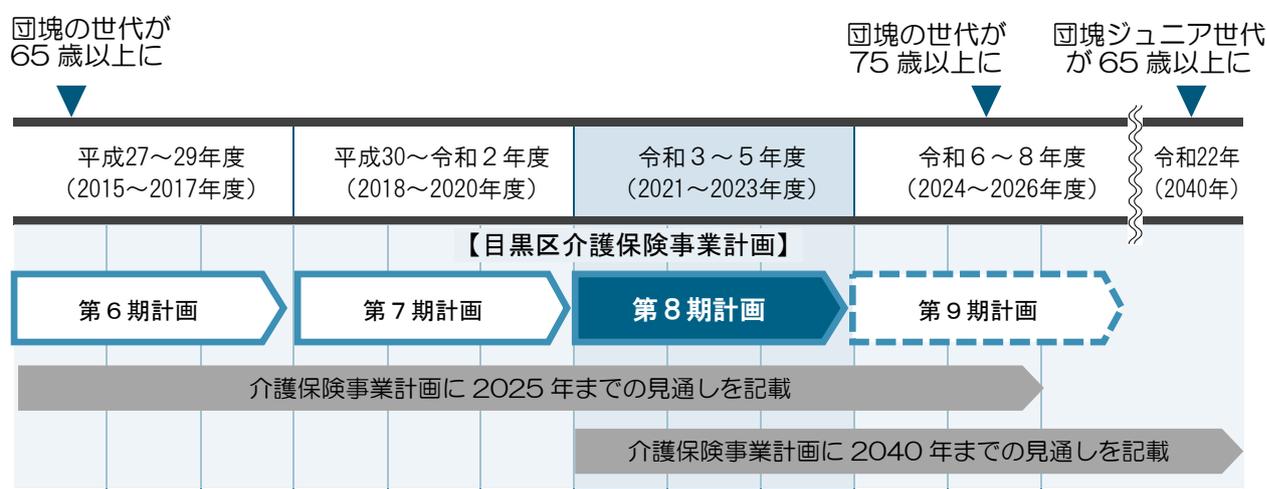
介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、本区における介護保険事業に係る保険給付等の円滑な実施に関して定めるもので、目黒区基本計画の補助計画として位置づけられています。

また、介護保険事業計画は、地域福祉計画と老人福祉計画の性格を併せ持つ目黒区保健医療福祉計画との整合を図るとともに、本区の高齢者の福祉に係る各種計画との調和を保つよう策定しています。さらには、都の介護保険事業支援計画及び医療計画と連携を図っています。

(2) 計画期間

介護保険料は概ね3年を通じ財政の均衡を保つものでなければならないとされているため、その算定の基礎となる介護給付等対象サービス及び地域支援事業の量の見込み等について定める介護保険事業計画は、3年を1期として作成します。

今回の第8期介護保険事業計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とし、その後の計画については、第8期介護保険事業計画に係る検証等を行った上で、令和5年度（2023年度）に必要な見直しを行い策定します。



第2章 計画の基本理念・重点的な取組

1 計画の基本理念

■基本理念

『住み慣れた地域で自分らしく暮らし続ける』

■基本的な考え方

- | | |
|-------------------|--------------|
| ○区民の共同連帯 | ○サービスの充実 |
| ○地域福祉の一環としての制度の運営 | ○利用者本位と利用者保護 |
| ○自立支援と介護予防 | ○介護サービス基盤の整備 |
| ○保険者機能の強化 | ○公平で公正な負担 |

2 第8期における重点的な取組

(1) 自立支援・介護予防・重度化防止の取組

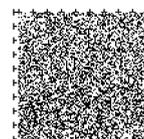
高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止という介護保険制度の理念を踏まえ、以下の取組を行います。

- 自立支援・介護予防に関する普及啓発
- 高齢者の社会参加の促進と活躍の場づくり
- 自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの質の向上
- 地域ケア会議の充実

(2) 介護給付の適正化への取組

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

区は保険者として介護給付の適正化の取組を進めます。



(3) 地域包括ケアシステム推進のための取組

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、尊厳を持って自立した日常生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を引き続き推進するため、以下の取組を行います。

- 在宅医療・介護連携の推進
- 介護予防・生活支援サービスの体制整備の推進
- 地域ケア会議の充実
- 高齢者の居住に係る施策と連携した介護サービス基盤の整備

(4) 認知症施策の推進

認知症の人やその家族が、可能な限り地域の住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けていけるよう、認知症の人やその家族を地域で支えるための取組を行います。

(5) 地域包括支援センターの機能・体制の強化

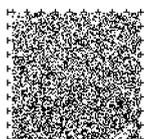
区では、地域包括支援センターを「すべての区民を対象とした地域包括ケアシステムの地域拠点」として位置づけています。

今後、地域共生社会の実現に向け、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズや制度の狭間の課題に対応できるよう、包括的支援体制を構築するため、住民に身近な保健福祉の総合相談支援の窓口として、より一層、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

(6) 介護人材確保・定着・育成のための取組

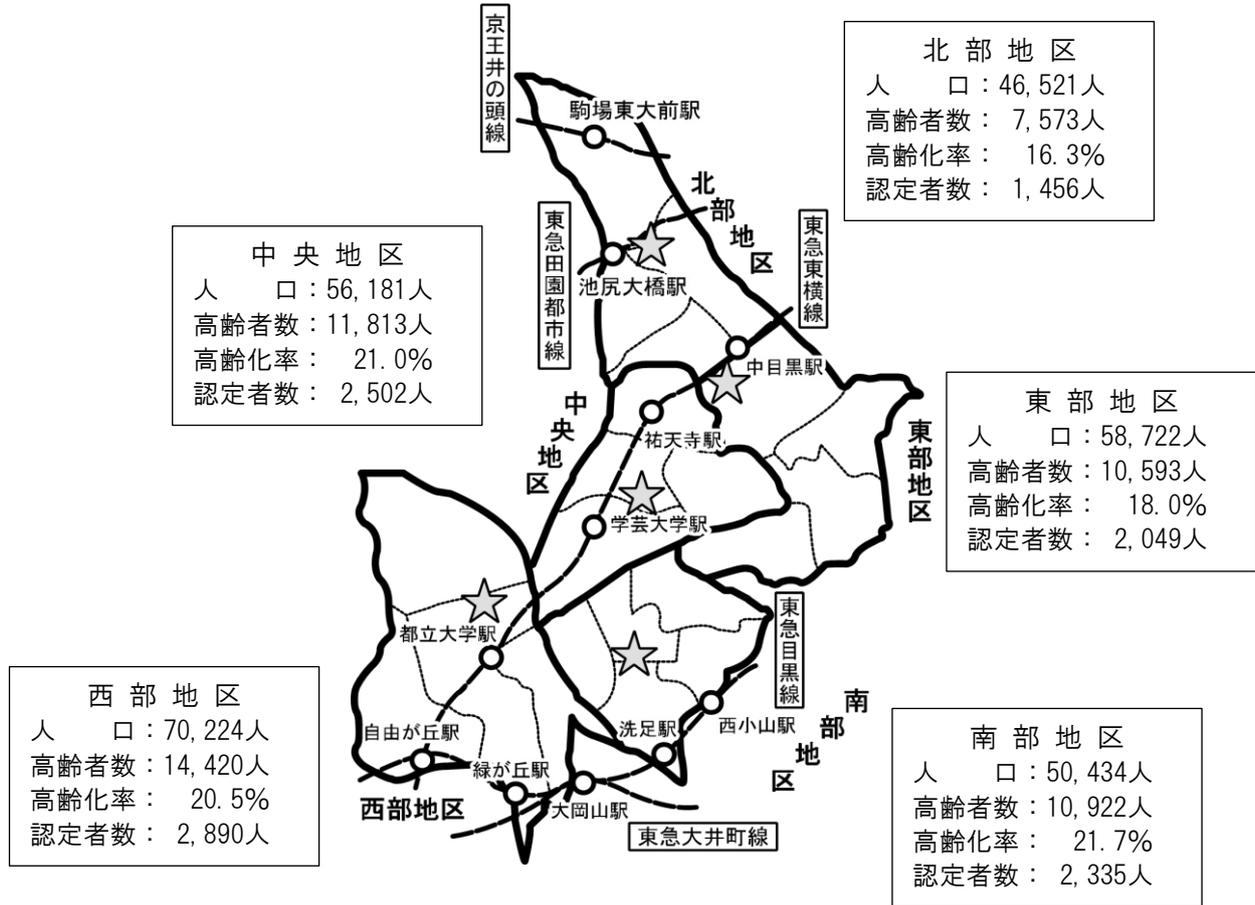
介護を必要とする人の増加に伴い、介護サービスの需要の増大や多様化が見込まれており、高い倫理観に基づいた利用者本位の質の高いサービス提供が求められている一方で、担い手である人材の確保は難しい状況にあります。

サービス提供に当たり根幹となる介護人材の確保・定着・育成は、今後より一層重要となるため、引き続き事業の充実を図っていきます。

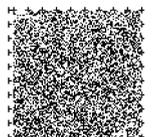


第3章 区の高齢者の状況

1 日常生活圏域の状況



地区名 (面積)	該当する町丁目
北部地区 (2.69km ²)	駒場、青葉台、東山、大橋、上目黒1丁目1・6～22番、上目黒2丁目46～49番、上目黒3丁目1～3・6～44番、上目黒5丁目
東部地区 (2.87km ²)	上目黒1丁目2～5・23～26番、上目黒2丁目1～45番、上目黒3丁目4～5番、中目黒1丁目～4丁目、中目黒5丁目1～7・22～23番、三田、目黒1～3丁目、下目黒、目黒本町1丁目
中央地区 (2.64km ²)	上目黒4丁目、中目黒5丁目8～21・24～28番、目黒4丁目、中町、五本木、祐天寺、中央町、碑文谷5～6丁目、鷹番
南部地区 (2.27km ²)	目黒本町2～6丁目、原町、洗足、南1～2丁目、碑文谷1～4丁目
西部地区 (4.20km ²)	南3丁目、平町、大岡山、緑が丘、自由が丘、中根、柿の木坂、八雲、東が丘



2 高齢者人口

高齢化率は令和7年度（2025年度）まで19%台で推移するものと見込まれます。高齢者人口を年代別にみると、前期高齢者（65～74歳）は令和7年度（2025年度）まで減少傾向にあるのに対し、後期高齢者（75歳以上）は増加し続ける見込みとなっています。

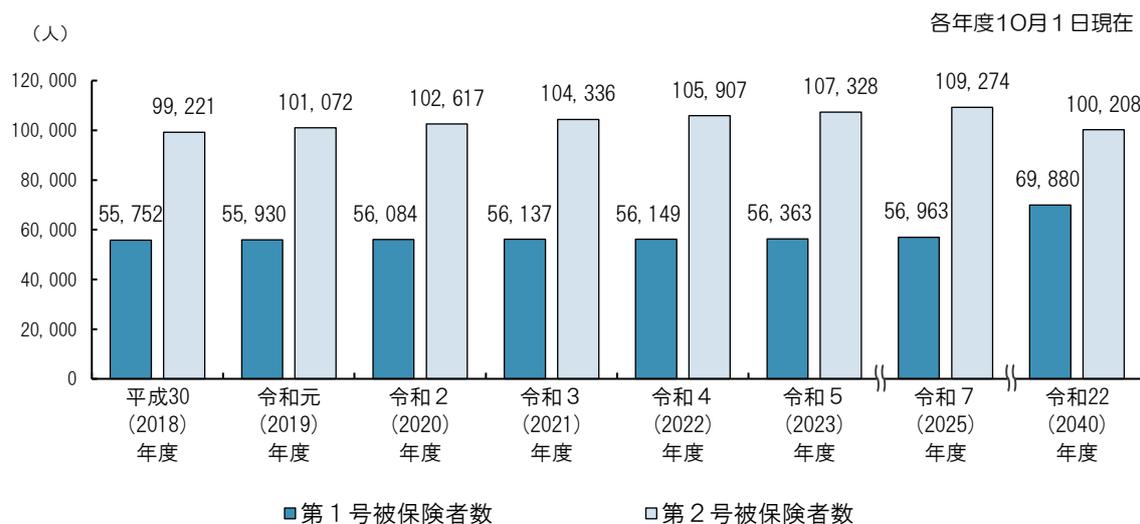
各年度10月1日現在、単位：人

区 分	第7期計画期間 実績			第8期計画期間 推計値			第9期以降 推計値	
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
住民基本台帳人口	278,889	281,555	282,082	283,875	285,606	287,273	290,459	296,767
0～39歳	124,683	125,335	124,144	124,166	124,315	124,348	124,991	127,467
40～64歳	99,221	101,072	102,617	104,336	105,907	107,328	109,274	100,209
65～74歳	26,108	25,637	25,471	25,481	24,484	23,621	22,984	34,500
75歳以上	28,875	29,511	29,850	29,892	30,900	31,976	33,210	34,592
高齢者人口	54,983	55,148	55,321	55,373	55,384	55,597	56,194	69,093
高齢化率	19.7%	19.6%	19.6%	19.5%	19.4%	19.4%	19.4%	23.3%

※住民記録の統計上年齢不詳とされている方がいるため、年齢別の人口の計が総人口と一致しない場合があります。
 ※推計値は、小数点以下の取扱上、表示上の数値の合計値が一致しない場合があります。

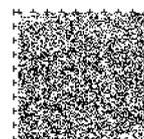
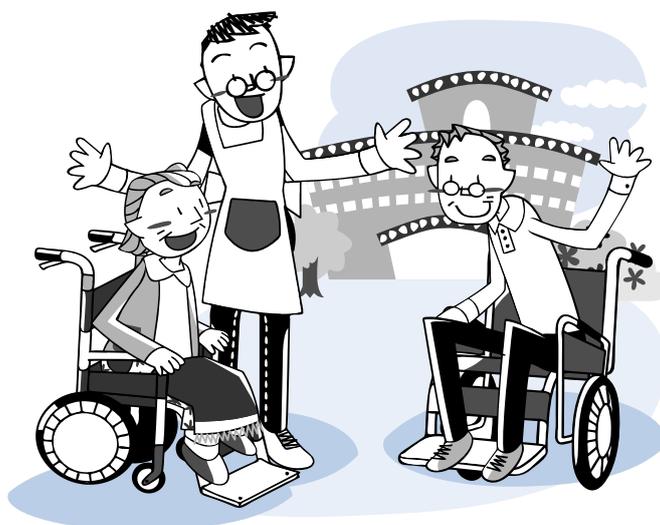
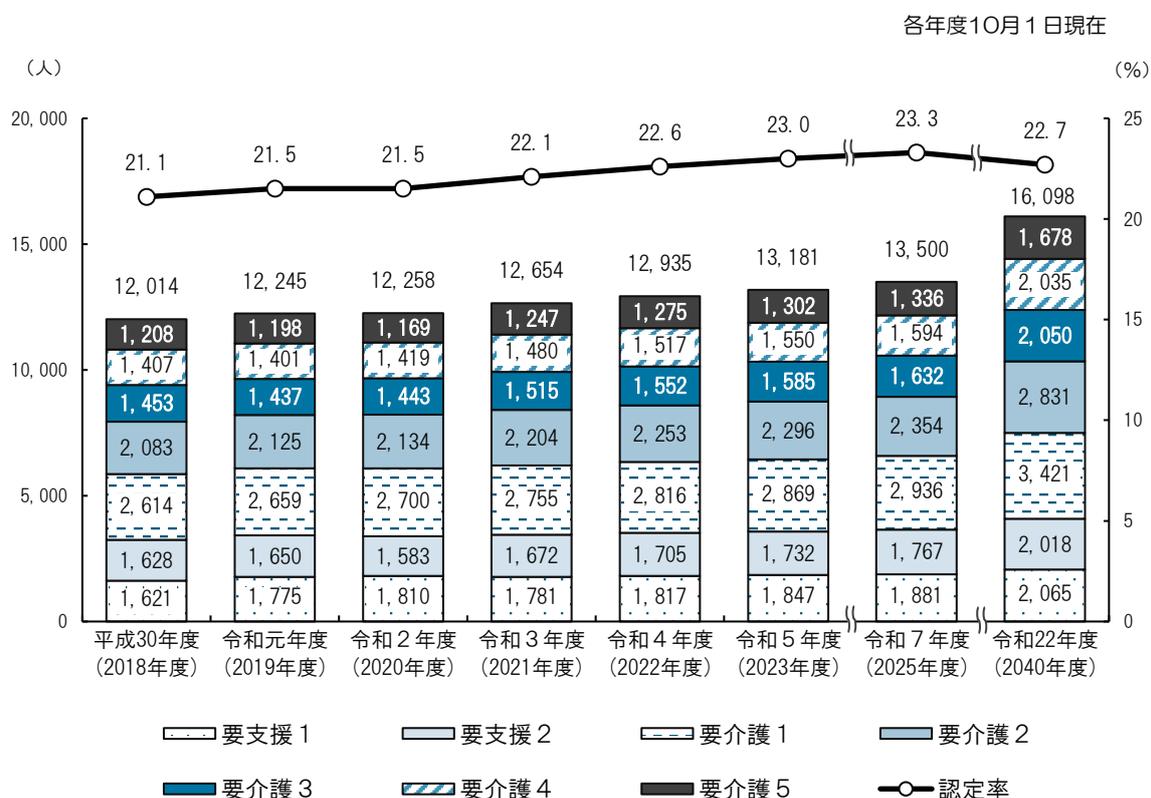
3 被保険者数

第1号被保険者数は高齢者人口の増加に伴って令和7年度（2025年度）まで微増が続くものと見込まれます。



4 要支援・要介護認定者数

第1号被保険者の認定率（要支援・要介護認定を受けている人の割合）は、令和7年度（2025年度）まで増加傾向が続くものと見込まれます。これは、介護ニーズが高い75歳以上の被保険者、中でも85歳以上の被保険者の構成比が高くなっていることが要因と考えられます。



第4章 介護給付等対象サービスの現状と見込み

1 主な介護サービスの基盤整備計画

高齢化が進展し、核家族化が進む中で、区においてもひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯がこれまで以上に増加することが見込まれます。このため、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅サービスの充実とともに、介護サービス基盤の整備を進めます。

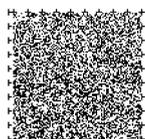
【施設・居住系サービスの基盤整備計画】

単位：事業所数、()内は利用定員

区分	令和3年(2021年) 3月末見込み	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計	備考	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	7 (600人)	2 (216人)	0 (改修工事等による定員増11人)	0	9 (827人)	左記のほか、 区外契約施設 15か所 (289人)	
	圏域別内訳						
	北部						3 (282人)
	東部						1 (44人)
	中央						1 (84人)
	南部						1 (90人)
西部	1 (100人)						
介護老人保健施設 (短期入所療養介護含む)	2 (220人)	0	0	0	2 (220人)		
	圏域別内訳						
	北部						
	東部						1 (100人)
	中央						1 (120人)
	南部						
西部							
介護医療院 (短期入所療養介護含む)	1 (19人)	0	0	0	1 (19人)		
	圏域別内訳						
	北部						
	東部						
	中央						
	南部						
西部	1 (19人)						
特定施設入居者生活介護 (混合型介護付有料老人ホーム)	17 (818人)	整備目標は設定しませんが、整備に関する相談には個別に対応します			17 (818人)		
	圏域別内訳						
	北部						
	東部						4 (171人)
	中央						3 (201人)
	南部						3 (140人)
西部	7 (306人)						
特定施設入居者生活介護 (介護専用型有料老人ホーム)	1 (43人)	整備目標は設定しませんが、整備に関する相談には個別に対応します			1 (43人)		
	圏域別内訳						
	北部						
	東部						
	中央						
	南部						
西部	1 (43人)						
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	30ユニット (270人)	2ユニット (18人)	2ユニット (18人)	2ユニット (18人)	36ユニット (324人)		
	圏域別内訳						
	北部						4 (36人)
	東部						2 (18人)
	中央						7 (63人)
	南部						8 (72人)
西部	9 (81人)						

※地域密着型特定施設入居者生活介護は区内の整備実績及び第8期の整備計画はありません。

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は区内の整備実績はありません。介護老人福祉施設の整備状況等を踏まえ今後の整備を検討します。

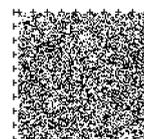


【居住系以外の地域密着型サービスの基盤整備計画】

単位：事業所数、()内は利用定員

区分	令和3年(2021年) 3月末見込み		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計	備考	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3※		0	0	0	3※	※指定された事業所は単独圏域又は複数圏域を管轄	
	圏域別内訳	北部						1圏域につき 2事業所
		東部						
		中央						
		南部						
西部								
夜間対応型訪問介護	1		0	0	0	1	1事業所で区内全域を管轄	
	圏域別内訳	北部						1
		東部						
		中央						
		南部						
小規模多機能型居宅介護	6(166人)		1 (29人)	1 (29人)	0	8 (224人)		
	圏域別内訳	北部						1(29人)
		東部						1(25人)
		中央						2(54人)
		南部						1(29人)
西部	1(29人)							
看護小規模多機能型居宅介護	1(29人)		1 (29人)	0	0	2 (58人)		
	圏域別内訳	北部						1(29人)
		東部						
		中央						
		南部						
西部								
認知症対応型通所介護	4(39人)		2 (24人)	1 (12人)	0	7 (75人)	共用型事業所を含む	
	圏域別内訳	北部						1(12人)
		東部						1(12人)
		中央						
		南部						
西部	2(15人)							
地域密着型通所介護	35(503人)		-	-	-	※ (676人程度)	※事業所数による整備計画・管理は行わない	
	圏域別内訳	北部						2(32人)
		東部						4(66人)
		中央						10(148人)
		南部						12(174人)
西部	7(83人)							

※小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の利用定員は登録定員数です。



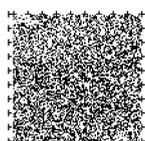
2 サービス種類ごとの実績と見込み

サービス見込量の算定に当たっては、これまでの利用実績、令和元年度に実施した「第8期介護保険事業計画策定の基礎資料のための調査」の結果及び今後の要支援・要介護認定者数の見込みを基にサービス受給者数を推計した上で、第8期におけるサービス種類ごとの推計を行いました。

【居宅サービス】

単位：月平均利用者数（人）

区 分	第7期 実績値		第7期 見込値	第8期 推計値			第9期以降推計値	
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
訪問介護	2,288	2,270	2,252	2,334	2,379	2,428	2,494	2,718
訪問入浴介護	167	157	156	167	170	173	178	194
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	1,915	1,981	2,032	2,188	2,315	2,405	2,493	2,738
介護予防訪問看護	285	356	378	447	455	462	472	501
訪問リハビリテーション	149	151	144	165	170	176	183	205
介護予防 訪問リハビリテーション	33	42	40	57	61	63	65	69
居宅療養管理指導	2,662	2,818	2,967	3,144	3,250	3,363	3,502	3,971
介護予防居宅療養管理指導	202	238	256	327	347	360	371	398
通所介護	1,692	1,676	1,539	1,711	1,744	1,779	1,828	1,992
通所リハビリテーション	299	291	256	306	312	318	327	356
介護予防 通所リハビリテーション	60	78	77	96	101	104	107	114
短期入所生活介護	380	345	284	348	355	362	372	405
介護予防 短期入所生活介護	4	5	2	5	5	5	6	6
短期入所療養介護（老健）	26	16	13	21	22	22	23	25
介護予防 短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	1,172	1,194	1,197	1,264	1,293	1,319	1,355	1,481
介護予防 特定施設入居者生活介護	144	153	160	167	170	172	176	187
福祉用具貸与	3,189	3,268	3,351	3,531	3,631	3,706	3,807	4,149
介護予防福祉用具貸与	762	833	846	974	991	1,009	1,029	1,093
特定福祉用具販売	62	61	68	62	62	62	63	71
特定介護予防福祉用具販売	15	15	14	18	18	19	19	20
住宅改修	47	44	40	51	52	52	54	57
介護予防住宅改修	20	21	18	29	29	29	30	32
居宅介護支援	4,786	4,815	4,811	4,956	5,051	5,155	5,296	5,771
介護予防支援	984	1,091	1,113	1,228	1,250	1,272	1,297	1,378



【地域密着型サービス】

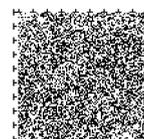
単位：月平均利用者数（人）

区 分	第7期 実績値		第7期 見込値	第8期 推計値			第9期以降推計値	
	平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 22年度 (2040年度)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	27	25	26	27	27	28	28	31
夜間対応型訪問介護	47	22	34	37	38	38	39	43
認知症対応型通所介護	87	81	67	95	106	117	117	128
介護予防 認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	90	98	107	112	126	139	145	145
介護予防 小規模多機能型居宅介護	7	7	8	7	7	7	8	8
看護小規模 多機能型居宅介護	19	18	22	37	48	48	48	48
認知症対応型共同生活介護	206	237	254	284	302	302	302	320
介護予防 認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型 特定施設入居者生活介護	2	3	3	4	4	4	4	5
地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	1,119	1,153	1,056	1,225	1,248	1,274	1,309	1,426

【施設サービス】

単位：月平均利用者数（人）

区 分	第7期 実績値		第7期 見込値	第8期 推計値			第9期以降推計値	
	平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 22年度 (2040年度)
介護老人福祉施設	862	868	899	1,046	1,072	1,136	1,140	1,140
介護老人保健施設	322	323	316	335	343	349	360	394
介護療養型医療施設	66	60	35	22	0	0	-	-
介護医療院	1	5	26	44	66	66	76	82



第5章 地域支援事業の取組

1 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援認定を受けた方や、基本チェックリストによりサービス事業対象者に該当した方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の方が利用できる「一般介護予防事業」から構成されています。

事業所のサービスのほか、多様な主体によるサービスや、社会参加の視点を取り入れた介護予防の促進などにより、要支援者などの自立支援や介護予防・フレイル*予防を図る事業です。

※フレイル…「筋力」、「認知機能」、「社会とのつながり」が低下し、「加齢等により心身が衰えた状態」のことで、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の間を意味する。フレイルは、早く気づき対策を行えば元の健常な状態に戻る可能性がある。

(1) 一般介護予防事業

高齢者が地域の身近な場所で介護予防に取り組めるよう、自主グループ活動を支援します。シニア健康応援隊（介護予防リーダー）の養成・活動支援を行うとともに、活動助成事業やリハビリテーション専門職等の派遣事業を実施します。

また、高齢者の社会参加や地域貢献を通じた生きがいづくりを支援するため、シニアいきいきポイント事業を実施するとともに、介護予防・フレイル予防の普及啓発を目的として、介護予防教室や講演会、介護予防通信の発行等を実施します。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業

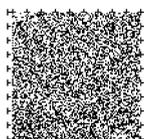
介護予防・生活支援サービス事業においては、訪問型・通所型の介護事業者によるサービスを継続するとともに、住民主体による「支え合い事業」の充実を引き続き図ります。

訪問型支え合い事業は、社会福祉協議会及びシルバー人材センターを実施団体とし、そこで研修を受けた方が担い手として活動しています。通所型支え合い事業については、地域の居場所づくりの促進を図るために、必要な支援を行います。

【指定事業者によるサービス】

単位：月平均利用者数（人）

区 分	第7期 実績値			第8期 推計値			第9期以降 推計値	
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
訪問型サービス	859	812	745	828	843	862	881	1,011
通所型サービス	856	873	753	903	919	934	951	1,058
介護予防 ケアマネジメント	890	838	765	817	832	846	863	916



2 包括的支援事業

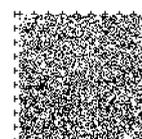
(1) 地域包括支援センターの設置運営

① 地域包括支援センターの業務

本区における地域包括支援センターの業務は下表のとおりで、介護保険法に基づく地域包括支援センターの業務に加えて、保健福祉の総合相談支援、高齢者の保健福祉サービスの受付、介護保険認定申請等の受付、障害者の都営交通無料パスの申請受付等の業務を行っています。

【目黒区的地域包括支援センターの実施業務】

1 すべての区民を対象とした業務	
保健福祉の総合的相談支援	①総合案内 ②総合支援 ③地域のネットワークづくり
2 高齢者を対象とした業務	
○地域包括支援センターとしての業務	
(1) 包括的支援事業	センターの主な業務 ①総合相談支援事業 ②権利擁護事業 ③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 区が取り組む以下の事業に係る一部の業務 ④在宅医療・介護連携推進事業 ⑤生活支援体制整備事業 ⑥認知症総合支援事業
(2) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	
(3) 地域ケア会議の実施	
(4) 指定介護予防支援	
(5) その他委託を受けることができるもの	居宅要支援者に係る第一号介護予防支援事業 一般介護予防事業 任意事業
○付加する業務	
(1) 高齢者の保健福祉サービスの受付等	ひとりぐらし等高齢者登録、訪問食事サービスの受付など
(2) 介護保険認定申請の受付等	介護保険認定申請書、居宅サービス計画作成依頼届出書の受理など
3 障害者を対象とした業務（令和2年度開始）	
(1) 個別相談	相談業務
(2) 障害福祉サービスの受付等	有料道路通行料金の割引、都営交通無料パスの申請受付など



② 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターでは、高齢者を中心に、障害者、子ども、生活困窮者、在宅療養者、また、世帯が抱える複合課題や制度の狭間の課題を「住民に身近な保健福祉の総合相談窓口」として丸ごと受け止め、各分野の専門機関や区の関係部署とより緊密に連携し、適切な支援につなげる入り口として、総合相談支援の充実に取り組みます。

③ 地域包括ケアに係る推進委員会

地域包括支援センターは、介護サービス等に関する事業者・職能団体、介護保険の被保険者、学識経験者等を構成員とした運営協議会の意見を踏まえて、公正かつ中立な運営を確保することとされており、本区では、地域包括支援センター運営協議会と地域密着型サービス運営委員会を兼ねた「目黒区地域包括ケアに係る推進委員会」を設置しています。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

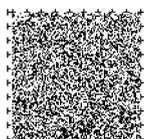
いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を目途に、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するために、地域の医療・介護関係者と連携し、PDCAサイクルに沿って取組を進めていきます。

さらに、「看取り」や「人生会議（ACP）※」に関する普及啓発活動の推進や、感染症や災害等の発生時においても継続的に必要なサービス提供を維持するため、関係者の連携体制を強化していきます。

※人生会議（ACP）…どのように生活して、どのような医療や介護を受けて人生の最期を迎えるかについて、自分自身で考え、家族や信頼できる人、医療・介護の関係者と繰り返し話し合うこと。

(3) 認知症総合支援事業

認知症の発症や進行を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として地域における認知症施策を推進する「認知症施策推進大綱」が令和元年6月に閣議決定されました。第8期は、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）により進めていた施策も含めて、新たな大綱に基づいた取組を進めていきます。



(4) 生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、日常生活での支援を必要とする高齢者が増えています。

区では、平成27年度に生活支援体制整備事業を開始し、日常生活圏域ごとに順次取組を進めてきました。現在では、日常生活圏域の5地区すべてに生活支援コーディネーターを配置し、第2層協議体が発足しています。生活支援コーディネーターは地域資源の把握と関係性づくりを行い、第2層協議体では地域の特色や課題を情報共有するとともに、支え合いに関する話し合いを行っています。

このような地域における活動を基盤として生活支援体制を整備し、「支え合い事業」の充実へとつなげていきます。

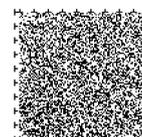
(5) 地域ケア会議の充実

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現のため「個別課題の解決」、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくり・資源開発」、「政策の形成」といった5つの機能があり、今後、更に実効性のあるものとして、充実させていきます。

3 任意事業

任意事業は、介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業のほかに、介護保険事業の運営の安定化を図る事業や、高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための事業を地域の実情に応じて行うもので、本区では以下の事業を実施します。

実施事業	
介護給付費適正化事業	
	介護給付費通知
	給付実績を活用した分析・検証
	介護職員の質の向上研修及び介護事業者連絡会研修支援
	介護サービス事業者に対する指導
家族介護支援事業	
	家族介護教室
	認知症はいかい高齢者位置情報確認サービス
	介護者の会の開催、ネットワーク化の支援
その他事業	
	住宅改修理由書作成助成
	認知症サポーター養成講座
	高齢者福祉住宅へのライフサポートアドバイザー配置



第6章 総介護費用及び第1号被保険者保険料の見込み

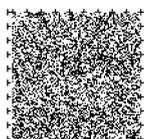
1 総介護費用の見込み

介護給付等対象サービスの見込量などを基に算出した各年度の保険給付費と地域支援事業費の見込みは、概ね次の表のとおりです。

【保険給付費と地域支援事業費の見込み】

単位：円

区 分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合 計
居宅／地域密着型／施設サービス	18,763,384,000	19,372,568,000	19,953,522,000	58,089,474,000
居宅介護サービス	11,191,411,000	11,494,307,000	11,761,709,000	34,447,427,000
地域密着型サービス	2,539,521,000	2,719,473,000	2,793,521,000	8,052,515,000
施設サービス	5,032,452,000	5,158,788,000	5,398,292,000	15,589,532,000
介護老人福祉施設	3,529,968,000	3,620,839,000	3,838,798,000	10,989,605,000
介護老人保健施設	1,185,195,000	1,214,107,000	1,235,652,000	3,634,954,000
介護医療院	216,283,000	323,842,000	323,842,000	863,967,000
介護療養型医療施設	101,006,000	0	0	101,006,000
介護予防／地域密着型介護予防サービス	662,718,000	678,526,000	690,558,000	2,031,802,000
介護予防居宅サービス	655,203,000	671,006,000	683,038,000	2,009,247,000
地域密着型介護予防サービス	7,515,000	7,520,000	7,520,000	22,555,000
特定入所者介護サービス費	335,196,041	320,436,391	336,249,442	991,881,874
高額介護サービス費	747,358,597	747,813,223	769,924,671	2,265,096,491
高額医療合算介護サービス費	157,969,507	163,044,967	167,865,903	488,880,377
審査支払手数料	20,917,080	21,268,560	21,628,380	63,814,020
保険給付費合計 ①	20,687,543,225	21,303,657,141	21,939,748,396	63,930,948,762
地域支援事業費 ②	1,059,136,956	1,069,182,066	1,079,420,605	3,207,739,627
保険給付費 + 地域支援事業費 ①+②	21,746,680,181	22,372,839,207	23,019,169,001	67,138,688,389



2 第1号被保険者の保険料について

(1) 第8期における保険料の算定

① 保険料賦課総額の算定

第8期における総介護費用のうち第1号被保険者負担分（23％）に調整交付金による調整額、保険者機能強化推進交付金等及び介護給付費等準備基金の取崩しによる軽減分を減額すると、保険料収納必要額が算出されます。

この保険料収納必要額に保険料収納率を加味すると保険料賦課総額が算出されます。

② 所得段階の設定

保険料の所得段階は、制度発足時は5段階の設定でしたが、保険給付費の増加に伴い保険料負担も増大することから、被保険者の負担能力に応じた保険料額とするために第2期以降所得段階が細分化され、更に第3期からは課税対象者の所得段階を保険者の判断により多段階化することが可能とされました。

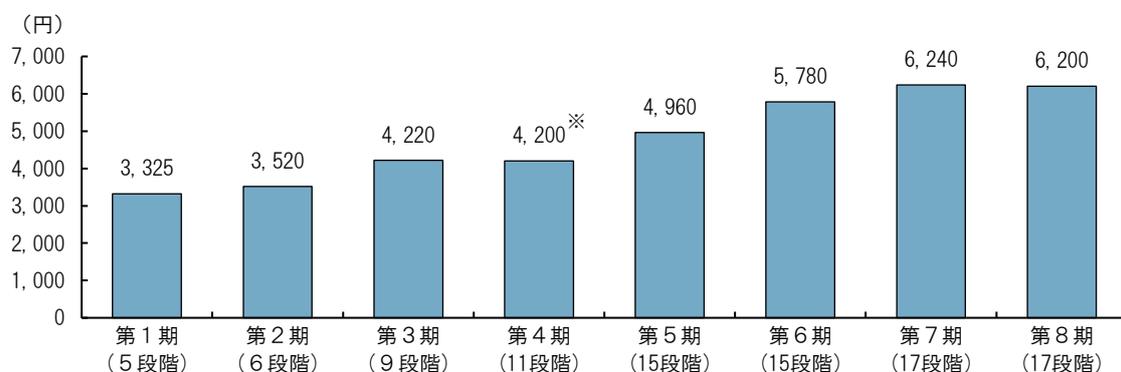
これを受けて本区においても、第3期以降の各計画期間において多段階設定を行い、第7期（平成30年度～令和2年度）では17段階としました。

第8期は、低所得者への配慮を十分に行いつつ、介護保険事業の運営を維持できるような保険料の設定を検討した結果、第7期に引き続き、所得段階区分を17段階としました。

③ 第1号被保険者保険料額の算定

被保険者数、要支援・要介護認定者数、保険給付費、地域支援事業費などの推計を基に算定した結果、介護保険料基準額は月額6,200円となります。また、各所得段階別保険料額は次ページの表のとおりです。

【保険料基準月額、所得段階数の推移】



※第4期の基準月額は事業計画上は4,293円でしたが、国の特別対策による軽減措置が実施されたため、4,200円となりました。

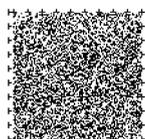


【所得段階別保険料額】

第7期保険料				第8期保険料			
保険料基準額		6,240円		保険料基準額		6,200円	
所得段階	所得等の状況	算定式	平均月額 保険料 (円)	所得段階	所得等の状況	算定式	平均月額 保険料 (円)
1	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税	基準額 × 0.50 (0.3)	3,120 (1,872)	1	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税	基準額 × 0.50 (0.30)	3,100 (1,860)
2	世帯全員住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額80万円以下	基準額 × 0.50 (0.3)	3,120 (1,872)	2	世帯全員住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額80万円以下	基準額 × 0.50 (0.30)	3,100 (1,860)
3	世帯全員住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額80万円超で120万円以下	基準額 × 0.60 (0.35)	3,744 (2,184)	3	世帯全員住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額80万円超で120万円以下	基準額 × 0.60 (0.35)	3,720 (2,170)
4	世帯全員住民税非課税で、所得段階第2段階、3段階以外	基準額 × 0.70 (0.65)	4,368 (4,056)	4	世帯全員住民税非課税で、所得段階第2段階、3段階以外	基準額 × 0.70 (0.65)	4,340 (4,030)
5	本人の住民税が非課税、世帯員が課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額 × 0.85	5,304	5	本人の住民税が非課税、世帯員が課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額 × 0.85	5,270
6	本人の住民税が非課税、世帯員が課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える	基準額 × 1.00	6,240	6	本人の住民税が非課税、世帯員が課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える	基準額 × 1.00	6,200
7	本人の住民税が課税で、合計所得金額125万円未満	基準額 × 1.10	6,864	7	本人の住民税が課税で、合計所得金額125万円未満	基準額 × 1.10	6,820
8	本人の住民税が課税で、合計所得金額125万円以上200万円未満	基準額 × 1.20	7,488	8	本人の住民税が課税で、合計所得金額125万円以上200万円未満	基準額 × 1.20	7,440
9	本人の住民税が課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満	基準額 × 1.40	8,736	9	本人の住民税が課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満	基準額 × 1.40	8,680
10	本人の住民税が課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満	基準額 × 1.60	9,984	10	本人の住民税が課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満	基準額 × 1.60	9,920
11	本人の住民税が課税で、合計所得金額400万円以上600万円未満	基準額 × 1.90	11,856	11	本人の住民税が課税で、合計所得金額400万円以上600万円未満	基準額 × 1.90	11,780
12	本人の住民税が課税で、合計所得金額600万円以上800万円未満	基準額 × 2.10	13,104	12	本人の住民税が課税で、合計所得金額600万円以上800万円未満	基準額 × 2.10	13,020
13	本人の住民税が課税で、合計所得金額800万円以上1,000万円未満	基準額 × 2.40	14,976	13	本人の住民税が課税で、合計所得金額800万円以上1,000万円未満	基準額 × 2.40	14,880
14	本人の住民税が課税で、合計所得金額1,000万円以上1,200万円未満	基準額 × 2.70	16,848	14	本人の住民税が課税で、合計所得金額1,000万円以上1,200万円未満	基準額 × 2.70	16,740
15	本人の住民税が課税で、合計所得金額1,200万円以上1,500万円未満	基準額 × 3.00	18,720	15	本人の住民税が課税で、合計所得金額1,200万円以上1,500万円未満	基準額 × 3.00	18,600
16	本人の住民税が課税で、合計所得金額1,500万円以上2,000万円未満	基準額 × 3.30	20,592	16	本人の住民税が課税で、合計所得金額1,500万円以上2,000万円未満	基準額 × 3.30	20,460
17	本人の住民税が課税で、合計所得金額2,000万円以上	基準額 × 3.60	22,464	17	本人の住民税が課税で、合計所得金額2,000万円以上	基準額 × 3.60	22,320

※第1段階～第4段階の()は、公費による軽減後の算定式、平均月額保険料です。

※第8期の所得段階の判定に用いる合計所得金額は、税制改正に伴う公的年金等控除及び給与所得控除の控除額変更による影響額を調整した後の金額です。



第7章 介護保険サービスを円滑に提供するために

1 介護保険事業の適正な運営に向けた方策

区では、介護保険給付費用の適正化を図るとともに、事業者への指導・監督や従事者の研修など介護サービスの質の向上に向けた取組などを行っていきます。また、苦情対応の強化や低所得の方への配慮などの被保険者保護の取組も行っています。

(1) 介護給付の適正化への取組

- ケアプラン（居宅サービス計画）の点検
- 要介護認定における公正・公平性の確保
- 住宅改修等の点検
- 縦覧点検・医療情報との突合
- 介護給付費通知
- 給付実績の活用による適正化

(2) 事業者に対する指導・監督

区の指導及び監査は、介護サービスの内容や介護給付等に係る費用の請求等に関して、法令や基準等の適合状況を確認し、事業者等に対して必要な助言や指導等を行うことにより、サービスの質の確保及び利用者保護を図り、介護保険制度の円滑な運営を確保することを目的に行っています。

指導・監査の趣旨・目的を踏まえつつ、ICTを活用した集団指導を実施するとともに、関連部署との連携による実地指導の重点化及び効率化を検討し、適切に指導検査を実施できる体制を構築していきます。

(3) 介護人材の確保・定着・育成への取組

- 介護職員の宿舍借上げ補助等の助成事業実施
- 「めぐろ福祉しごと相談会」、「なんでも相談窓口」等の相談事業実施
- 介護・福祉人材育成事業等の実施
- ICT等の活用の取組の推進



(4) 介護サービスの質の向上及び事業者の業務の効率化に向けた取組

- ケアマネジメントの質の向上への支援
- サービス事業者への支援
- 地域密着型サービスの質の向上に向けた取組
- 介護サービスの評価
- 介護サービス事業者の業務の効率化

(5) 介護サービス情報等の公表

- 介護保険パンフレットの発行
- 介護サービス事業者ガイドブック発行支援
- 在宅療養資源の提供（冊子版・システム版）

(6) 関係者・関係機関の連携

- 医療・保健・福祉の連携
- 事業者間の連携
- 権利擁護のための連携

(7) 被保険者保護等の取組

- 苦情対応体制の強化
- 低所得者等への対応

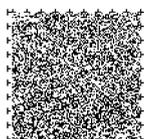
2 健全な介護保険財政の確保等

介護保険の保険給付費及び地域支援事業費は、被保険者が納めた保険料と区・都・国の支出金を財源としています。

介護保険制度の定着と高齢化の進展に伴い、今後も保険給付費の増加が見込まれます。こうした中、増加する保険給付費に対し、それを支える保険料の適切なバランスを保ちながら、将来を見据えた財政運営が強く求められています。

このため、負担軽減制度の継続等により低所得者に対して配慮しつつ、第1号被保険者介護保険料の収納率を更に向上させるよう、滞納者には納付の働きかけを進めていきます。

また、平成27年度に開始したコンビニエンスストアにおける収納など、高齢者数や生活スタイルの変化に対応し、保険料を納めやすくする仕組みづくりを今後も検討していきます。



第8期目黒区介護保険事業計画
(令和3年度～令和5年度)
(概要版)

令和3年3月発行

発行 目黒区

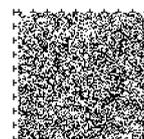
編集 目黒区健康福祉部介護保険課

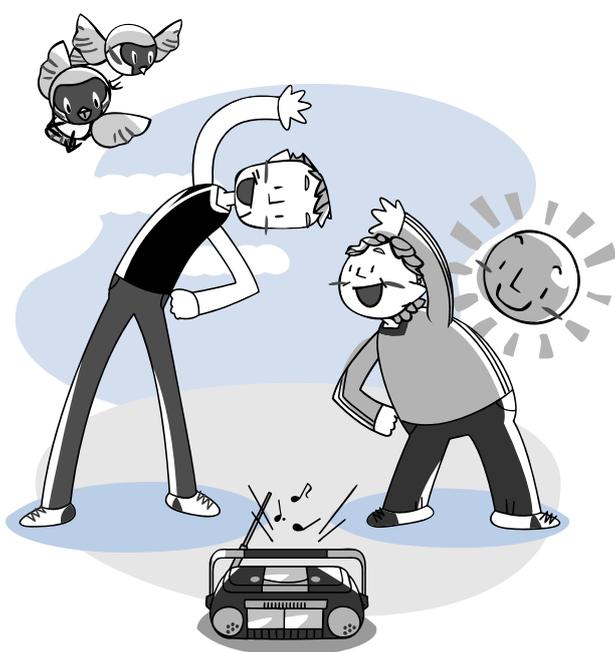
〒153-8573 目黒区上目黒二丁目19番15号

電話 03-5722-9840 (直通)

印刷 アシスト株式会社

主要印刷物番号
2-55号





この冊子は再生紙を使用しています。